２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び塙町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県大沼郡金山町大字山入字鳴山山三一七〇の二五、大字小栗山字小桑原二〇三の一から二〇三の三まで、二〇三の六から二〇三の八まで、二五五から二五七まで、字牧場二五八の一、二五八の二、三四二の二、三四三、三四四、三四五の四、字中丸一四七四の二、字四十苅一七〇三の三、字萱場一四五八の三、一四五八の口、字腰巻二二四六の一、二二四六の二、字堂平二〇五三の一から二〇五三の三まで、二〇五四、大字大塩字高盛五二五八の一、大字西谷字西勝一〇〇九の三、一〇一〇の二、一〇一一の二、一〇一三の二、一〇一四の二、一〇一七の二、字菅沼二六三の二、二六四の二、二六五の二、二六六の三、二六七の三、字二十苅一一一五の二、一一一六の二、一一一七の二、一一一八の二、一一一九の二、一一五九の二、大字玉梨字荷出沢三一四八の三、字沢入八一八の乙、八一八の二、八一九の一、八一九の二、三六六四、大字川口字堀ノ沢一六二六の一、一六二六の三、字船久保一六五四の一、一六五九から一六六一まで、字栗ノ牧居平一八二五の一、一八二六の一から一八二六の三まで、字登戸一七六〇、一七六九、一七七〇の一、字崩間一七〇二の一から一七〇二の三まで、一七〇三から一七〇五まで、一七一四、一七一五、大字横田字中丸二〇一の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字鳴山山三一七〇の二五（次の図に示す部分に限る。）

２　次の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

字鳴山山三一七〇の二五（次の図に示す部分に限る。）、字高盛五二五八の一

３　その他の森林については、主伐は、択伐による。

４　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

５　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び金山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千六十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

令和八年八月十八日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

御池川

二　砂防法第二条の土地の表示

昭和四十三年建設省告示第百五十七号、平成二十八年国土交通省告示第千四百十六号及び平成二十九年国土交通省告示第五百六十三号で指定した御池川に掲げる土地のうち、次の一点から六十四点までを順次結んだ線及び一点と六十四点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	31°53′30.6145″	130°58′07.9052″
2	31°53′30.1796″	130°58′07.5875″
3	31°53′29.7798″	130°58′07.2985″
4	31°53′29.4594″	130°58′06.8630″
5	31°53′28.9308″	130°58′06.1802″
6	31°53′28.4325″	130°58′05.7021″
7	31°53′28.0552″	130°58′05.3060″
8	31°53′27.5276″	130°58′04.7644″
9	31°53′27.1715″	130°58′04.2838″
10	31°53′26.9950″	130°58′04.1190″
11	31°53′26.5628″	130°58′04.0313″
12	31°53′25.7211″	130°58′03.5834″
13	31°53′25.2210″	130°58′03.3546″
14	31°53′24.3398″	130°58′03.5087″
15	31°53′23.8443″	130°58′02.9830″
16	31°53′23.7533″	130°58′02.0265″
17	31°53′23.3555″	130°58′01.5902″
18	31°53′22.8955″	130°58′00.5718″
19	31°53′22.4785″	130°57′59.9617″
20	31°53′21.4884″	130°57′59.2590″
21	31°53′21.2588″	130°57′57.6841″
22	31°53′21.3221″	130°57′56.1727″
23	31°53′21.4545″	130°57′55.6109″
24	31°53′21.2109″	130°57′55.3350″
25	31°53′20.7535″	130°57′55.0529″
26	31°53′19.9510″	130°57′54.3136″
27	31°53′19.4539″	130°57′53.2692″
28	31°53′19.4358″	130°57′52.1382″
29	31°53′19.5166″	130°57′51.3028″
30	31°53′19.6037″	130°57′50.5725″
31	31°53′20.4545″	130°57′50.8908″
32	31°53′21.4934″	130°57′51.2242″
33	31°53′21.1101″	130°57′51.5807″
34	31°53′20.9550″	130°57′52.5852″
35	31°53′21.3108″	130°57′53.0859″
36	31°53′21.6098″	130°57′53.7987″
37	31°53′22.0440″	130°57′54.1617″
38	31°53′22.9119″	130°57′55.1448″
39	31°53′22.6122″	130°57′56.4157″
40	31°53′22.5630″	130°57′57.5921″
41	31°53′22.6687″	130°57′58.3171″
42	31°53′23.3482″	130°57′58.7993″
43	31°53′23.9859″	130°57′59.7325″
44	31°53′24.3716″	130°58′00.5693″
45	31°53′25.2703″	130°58′00.2892″
46	31°53′25.7743″	130°58′00.9592″
47	31°53′26.0835″	130°58′01.8007″
48	31°53′26.4122″	130°58′02.2793″
49	31°53′26.9483″	130°58′02.5646″
50	31°53′27.5443″	130°58′02.6856″
51	31°53′28.0740″	130°58′03.1802″
52	31°53′28.3965″	130°58′03.7223″
53	31°53′28.7941″	130°58′03.9210″
54	31°53′29.3540″	130°58′03.8840″
55	31°53′30.6699″	130°58′04.4040″
56	31°53′31.3451″	130°58′03.6983″
57	31°53′32.4016″	130°58′04.1519″